

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」等の発出について

計 1 7 0 枚（本紙を除く）

※抜粋

Vol.65

平成21年3月13日

厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課

【 今般通知する内容については、平成21年4月1日からの適用となりますので、貴関係機関等に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3949)
FAX：03-3595-4010



老計発第 0313002 号
老振発第 0313004 号
老老発第 0313004 号
平成 21 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の一部改正について

標記については、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 30 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 31 号）」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 32 号）」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 33 号）」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 34 号）」「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 35 号）」「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 36 号）」「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 67 号）」「厚生労働大臣が定め

る者等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 68 号）」、「厚生労働大臣が定める基準一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 69 号）」、「厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 70 号）」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 71 号）」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護等の算定方法の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 72 号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 73 号）」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 74 号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 75 号）」、「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 76 号）」、「居室、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 77 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保健施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 78 号）」、「厚生労働大臣が定める特別療養費にかかる施設基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 79 号）」、「厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 80 号）」、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 81 号）」、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を定める件（平成 21 年厚生労働省告示第 82 号）」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を定める件（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）」及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 84 号）」が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の制定及び改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年 9 月 11 日老振発第 0911001 号・老老発第 0911001 号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取り扱いについて（平成 15 年 5 月 30 日老振発第 0530001 号 老老発第 0530001 号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 27 日老老発第 0327001 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成 12 年 3 月 31 日老企発第 59 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日 老老発第 0907002 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例

及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 8 のとおり改正する。

- 9 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331008 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 9 のとおり改正する。

- 10 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 10 のとおり改正する。

- 11 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 11 のとおり改正する。

- 12 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企発第 34 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 12 のとおり改正する。

- 13 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日老企発第 42 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 13 のとおり改正する。

別紙 1 2

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)
(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタで床を移動</u>し、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)	(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位<u>又は座位へ</u>の体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタ等で床又は階段等を移動</u>し、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)

3 (略) 第二 (略)	⑦ <u>入浴用介助ベルト</u> <u>身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</u> 3 (略) 第二 (略)
----------------------------	---